

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販 売 業 者 の 販 売 数 量		令 和 3 年 3 月 31 日 現 在 販 売 業 者 の 手 持 数 量	消 費 者 に 対 す る 販 売 数 量 計 ①+②
	製 造 場 (課 税)	製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者 ①	販 売 業 者	消 費 者 ②		
清 酒	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ X	kℓ 1,353	kℓ X	kℓ 205	kℓ 1,068
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	127	93	31	93
連 続 式 蒸 留 焼 酎	X	X	X	X	X	1,188	X	108	1,000
単 式 蒸 留 焼 酎	1	2,814	8,648	2,128	418	14,665	9,664	1,466	10,082
み り ん	X	X	X	X	X	1,595	X	426	681
ビ ー ル	4	13,680	2,230	85	167	34,002	19,886	2,676	20,053
果 実 酒	-	-	-	16	-	5,041	3,629	568	3,629
甘 味 果 実 酒	X	X	X	X	X	270	X	28	199
ウ イ ス キ ー	-	10	6	1	0	3,914	1,793	235	1,793
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	-	-	58	31	11	31
発 泡 酒	1	3,263	662	13	34	28,882	14,258	2,708	14,292
原 料 用 アル コ ー ル ・ ス ピ リ ッ ツ	X	X	X	X	X	26,439	X	1,886	10,093
リ キ ュ ー ル	X	X	X	X	X	79,928	X	7,448	42,307
そ の 他 の 醸 造 酒	X	X	X	X	X	10,753	X	475	5,801
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	8	31,009	12,603	2,300	1,748	208,218	109,376	18,274	111,124

調査期間等：令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
平成 28 年度	1,359	211	15,479	21,327	79,211	117,586
平成 29 年度	1,244	217	13,314	22,195	80,661	117,631
平成 30 年度	1,219	199	13,845	22,158	81,824	119,244
令 和 元 年 度	952	107	12,012	19,725	76,718	109,514
令 和 2 年 度	1,068	93	11,082	20,053	78,826	111,124

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
那覇	kℓ 346	kℓ 22	kℓ 373	kℓ 2,894	kℓ 179	kℓ 5,912	kℓ 1,030	kℓ 54	kℓ 551	kℓ 9	kℓ 3,999	kℓ 2,985	kℓ 13,347	kℓ 1,669	kℓ 33,370	那覇
宮古島	50	2	52	1,005	32	1,048	148	6	84	1	947	549	1,949	327	6,200	宮古島
石垣	49	3	58	619	41	1,589	162	23	109	2	613	326	2,164	284	6,044	石垣
北那覇	195	9	210	1,768	153	4,232	854	47	421	5	2,495	1,774	7,382	1,180	20,726	北那覇
名護	82	3	43	921	39	1,795	239	21	133	3	1,401	805	4,330	259	10,073	名護
沖縄	346	54	264	2,875	237	5,477	1,196	48	495	11	4,837	3,654	13,135	2,082	34,711	沖縄
総計	1,068	93	1,000	10,082	681	20,053	3,629	199	1,793	31	14,292	10,093	42,307	5,801	111,124	総計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新 免許場数	規 取消場数	免 許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数													(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数			
					6kl未満	6kl以上	10kl以上	60kl以上	100kl以上	200kl以上	500kl以上	1,000kl以上	2,000kl以上	5,000kl以上	10,000kl以上	休 造	合計(A)			者	者		
清 酒	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	1	内 2	者 3	
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-	
連 続 式 蒸 留 焼 酎	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1	内 -	2
単 式 蒸 留 焼 酎	53	1	1	1	8	6	17	4	4	3	5	2	1	-	-	-	-	2	52	7	52	内 4	49
み り ん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-
ビ ー ル	15	1	-	-	10	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	16	5	8	内 3	13
果 実 酒	7	-	-	1	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	6	3	1	内 2	5
甘 味 果 実 酒	6	-	1	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	2	-	内 2	5
ウ イ ス キ ー	4	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5	-	-	内 -	5
ブ ラ ン デ ー	9	1	-	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	9	4	-	内 3	8
原 料 用 アル コ ー ル	26	1	1	-	11	1	7	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	5	26	1	-	内 1	26
発 泡 酒	15	-	-	-	11	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	15	4	3	内 2	12
そ の 他 の 醸 造 酒	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	内 1	2
ス ビ リ ッ ツ	21	4	-	1	12	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5	24	6	2	内 3	21
リ キ ュ ー ル	33	2	1	-	18	-	6	-	2	-	-	1	-	-	-	-	1	6	34	3	7	内 2	30
粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-
雑 酒	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	内 -	2
合 計	199	11	4	4	87	11	42	6	8	4	5	3	2	-	-	2	32	202	40	75	内 25	183	
各酒類 を通じた もの	平成 30 年度						16	4	22	9	4	8	4	1	3	-	1	1	73	8		内 4	64
	令和 元 年度						18	6	18	12	3	7	6	2	2	-	1	2	77	10		内 5	67
	令和 2 年度						19	9	22	4	6	3	5	3	1	-	1	2	75	9		内 4	66

調査対象等：令和3年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、令和2年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ためのもの	輸出の ためのもの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自己の 製造した 酒びん	共同の びん詰場			設置許 可の場	設置許 可のない 場		
清酒	-	-	-	3	-	-	3	-
合成清酒	-	-	-	3	-	-	3	-
連続式蒸留焼酎	-	-	-	3	-	-	3	-
単式蒸留焼酎	3	2	-	3	13	-	21	18
みりん	-	-	-	2	-	-	2	-
ビール	-	-	-	4	-	-	4	2
果実酒	-	-	-	4	-	-	4	-
甘味果実酒	-	-	-	4	-	-	4	-
ウイスキー	-	-	-	4	2	-	6	2
ブランデー	-	-	-	4	4	-	8	-
原料用 アルコール	1	-	-	3	7	-	11	-
発泡酒	-	-	-	3	-	-	3	-
その他の醸造酒	-	-	-	3	-	-	3	-
スピリッツ	3	1	-	3	9	-	16	-
リキュール	-	1	-	4	10	-	15	-
粉末酒	-	-	-	3	-	-	3	-
雑酒	-	-	-	3	-	-	3	-
合計	7	4	-	56	45	-	112	22
うち実蔵置場数	3	2	-	4	13	-	22	-

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：令和3年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
-	-

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	2	-
もろみ	8	-

(3) 販売業免許場数

区分	本年度末販売場数（A）			（A）のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者 数		
	卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの場	販売方法に 条件が付されて いないもの場	計				
卸売 方に 法限 る旨 の条 件が 付さ れ付 てい ない もい の 及も びの	全酒類	4	746	750	93	482	
	ビール	-	1	1	-	-	
	洋酒	6	13	19	1	6	
	輸出入酒類	23	19	42	1	28	
	店頭販売酒類	-	-	-	-	-	
	協同組合員間酒類	-	-	-	-	-	
	自己商標酒類	1	11	12	-	4	
	自製酒類	清酒・みりん	-	2	2	-	-
		合成清酒・焼酎	-	17	17	-	18
		ビール	-	1	1	-	-
		洋酒	1	3	4	1	3
		計	1	23	24	1	21
	その他の酒類	-	2	2	-	2	
	合計	35	815	850	96	543	
	合計の	小売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-
卸売業者の共同購入機関		-	-	-	-	-	
製造者の共同販売機関		-	-	-	-	-	
販売条件が 付され て小 売に 限る も 旨の	全酒類	一般のもの		2,220	73	1,517	
		特殊のもの		1	-	-	
		計		2,221	73	1,517	
	その他の酒類	一般のもの		74	4	49	
		特殊のもの		-	-	-	
		通信販売だけのもの		42	1	35	
		計		116	5	84	
合計		2,337	78	1,601			
媒介業			11	-	4		
代理業			-	-	-		

調査時点：令和3年3月31日

- 用語の説明：
- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製造免許場数																												販売業免許場数				税務署名								
	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりん		ビール		果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒			雑酒		合計		酒類卸売業		酒類小売業	
	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数		免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数		
那覇							7	7			3	1					1	1			5		3	1			1		7	3					28	12	205	139	729	425	那覇
宮古島							6	6			1	1											1				2		2	1					12	8	59	42	124	88	宮古島
石垣							11	11			2	2	1		1						5		1				3		4	1					28	14	72	47	185	146	石垣
北那覇	2						8	8			1		1		2				3		5		2	1	1		6	1	5						36	10	148	92	386	307	北那覇
名護	1						14	14			4	2	2	1	1		1		4		6		4		1		9	1	11	2			1		59	20	175	114	327	255	名護
沖縄	1	1					2	1	6	6			5	2	2		1		3		5		4	1			3		5				1		39	11	191	109	586	380	沖縄
総計	4	1				2	1	52	52			16	8	6	1	5		9		26		15	3	2		24	2	34	7			2		202	75	850	543	2,337	1,601	総計	

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。